

富里市企業立地サポート制度

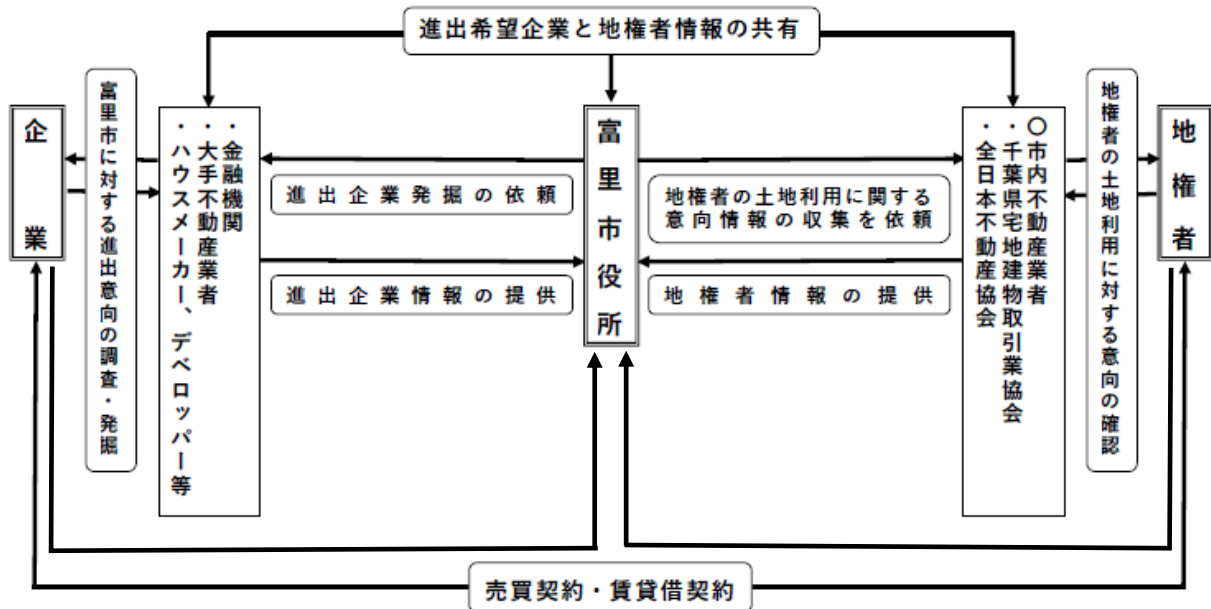
本市は成田空港に近く、首都東京に接続する東関東自動車道の2つのインターチェンジにより、利便性等に恵まれた立地環境を活かし、企業誘致活動推進してきましたが市内の2つの工業団地は空き区画がなく、企業立地の受け皿となる産業用地が求められています。

一方で、成田空港の機能強化に伴い、企業立地ニーズを受け止めるための産業用地の確保、市街化区域の用途地域の見直しに伴う土地利用の高度化や市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドラインに即した土地利用を実現するため、まちづくりを視野に入れた積極的な企業誘致が必要となります。

本市に立地を希望する企業が必要とする事業用地等の情報を迅速、かつ的確に提供することが、ますます重要となっています。

このような状況を踏まえ、企業誘致専門員による企業立地の促進を図ります。

【富里市企業誘致体制フロー図】



サポートⅠ 企業誘致専門員によるサポート

市では、産業構造の変化や企業ニーズに対応した企業誘致活動を推進し、地域経済の活性化と雇用創出を図ることを目的とし、令和3年9月から企業誘致専門員を配置し、将来のまちづくりを視野に入れた積極的な企業誘致を進めています。

企業誘致専門員は、市内に土地を所有する土地所有者の土地活用を支援し、企業立地をサポートします。

1 土地所有者の土地活用の支援

(1)全日本不動産協会千葉県本部、千葉県宅地建物取引業協会との連携

公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会(以下「協会」という。)の協力を得て市内の土地所有者の土地活用の情報を入手し、企業等に提供することにより、土地所有者を支援します。

(2)土地所有者からの申出

市内に土地を有する土地所有者の土地活用についての申出に対し支援し、企業等の立地を促進します。

支援する土地は、原則1,000平方メートル以上のまとまった一団の土地で、「富里市都市計画マスタープラン」、「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドライン」に即した地域を対象とします。

2 企業のニーズ把握

企業誘致専門員は様々な機関と連携し、本市への進出が考えられる企業や求める物件規模を把握します。

3 土地所有者と企業のマッチング

土地活用を希望する土地所有者と進出企業の契約締結に向け、企業誘致専門員は、協会と進出企業側の仲介業者のマッチングを行います。

4 まちづくりを視点とした企業誘致

本市総合計画や都市マスタープランに基づく将来的なまちづくりの実現の向け、企業に対し本市を積極的にPRします。

サポートⅡ 企業立地支援制度によるサポート

1 市街化調整区域における企業誘致の促進

富里市の市街化調整区域における土地利用の適正化及び地域の活性化を図るため、企業誘致を促進します。

また、企業の立地に当たっては、必要な奨励措置を講じ、産業振興と雇用機会の拡大を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的とします。

(1) 誘致地域

都市計画法第18条の2の規定による都市計画に関する基本的な方針、その他都市計画法関連の土地利用計画に即した地域

(2) 対象施設

- ① 非住居系の建築物で、都市計画法関連に即した用途
- ② 投資固定資産額、1億円以上
- ③ 施設の敷地面積、1ヘクタール以上の規模
- ④ 常時雇用者5人以上

(3) 奨励措置

① 企業立地奨励金

- ・対象施設に係る固定資産税収納額相当額を限度
- ・交付対象期間は、操業開始日の翌年の4月1日から2年間

ただし、本社事業所については操業開始日の翌年の4月1日から3年間

② 雇用促進奨励金

操業開始に伴い、新たに5名以上の市内在住者を正規雇用者として1年以上雇用している場合に、1人につき10万円を1年分交付

2 工業団地における企業立地の促進

富里市内の工業団地に企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業振興と雇用機会の拡大を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的とします。

(1)立地地域

富里工業団地及び富里第二工業団地

(2)対象施設

- ・投資固定資産額が1億円以上の工場、研究所、その他事業所
- ・常時雇用者5人以上
- ・公害等発生防止措置、周辺環境に十分配慮された施設

(3)奨励措置

①企業立地奨励金

- ・対象施設に係る固定資産税収納額相当額を限度
- ・交付対象期間は、操業開始日の翌年の4月1日から3年間

②雇用促進奨励金

操業開始に伴い、新たに5名以上の市内在住者を正規雇用者として1年以上雇用している場合に、1人につき10万円を1年分交付

3 施行期日 令和4年8月1日